

山梨県公報

第二千四百十一号

平成二十六年

四月二十八日

月曜日

一 病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会保険山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号

二 撤回年月日
平成二十六年四月一日

山梨県告示第百四十三号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成二十六年四月二十八日

一 病院の名称及び所在地
山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
市川三郷町立病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地

二 撤回年月日
平成二十六年四月一日

山梨県告示第百四十四号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成二十六年四月二十八日

一 病院の名称及び所在地
山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
社会保険鰐沢病院	南巨摩郡富士川町鰐沢三百四十番地一

山梨県告示第百四十二号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成二十六年四月二十八日

告 示

山梨県知事 横内正明

山梨県公報 第二千四百十一号

平成二十六年四月二十八日

一三七

平成二十六年四月一日

山梨県告示第百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年四月二十八日

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号

二 認定期限

平成二十九年三月三十一日

山梨県告示第百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年四月二十八日

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
峠南医療センター企業団富士川病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地

二 認定期限

平成二十九年三月三十一日

山梨県告示第百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

名 称	所 在 地	一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し	二 縦覧期間 平成二十六年四月二十八日から同年五月二十八日まで	三 縦覧場所 中央市役所 市川三郷町役場	四 異議申立期間 平成二十六年五月二十九日から同年六月十二日まで
公 告					

- 平成二十六年度調理師試験の実施
- 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十六年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

さが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの)
受験手数料

一 試験日時

平成二十六年七月五日（土）午後一時から三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

食文化概論

衛生法規

公衆衛生学

栄養学

食品衛生学

調理理論

受験資格

四 学校教育法

（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、多

数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十
三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事し
たもの。

五 受験願書受付期間

平成二十六年五月十九日（月）から同月二十三日（金）までの午前九時から午後
四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所地を管轄する保健所又は中北保健所峠北支所とする。ただし、山梨県外に住所
を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

1 受験願書
2 履歴書

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類

4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に
従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の
長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）

5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大き
さが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

さが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの)
受験手数料
六千百円（受験願書に六千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印
しないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

八 自然環境保全地区の指定に関する公聴会の開催

山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第十条第五項の規定
により次のとおり自然環境保全地区の指定に関する公聴会を開催するので、山梨県自然
環境保全条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第五号）第三条の二第一項の規定によ
り告示する。

平成二十六年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

日 時	場 所	意見を聽こうとする案 件
平成二十六年五月二十日 午後一時	山梨県庁防災新館四〇九会議室	富士山北麓世界遺産景 観保全地区の指定案

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出が
あつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社ダイタ 代表取締役 中込哲太郎

2 住所

山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 ダイタ昭和ショッピングモール

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居百九十一番地一

2 廃止前の店舗面積の合計
一万三千百六十平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日
平成二十六年二月二十八日

三 届出年月日
平成二十六年二月五日

三 届出年月日
平成二十六年二月二十日

三 届出年月日
平成二十六年二月二十九日

三 届出年月日
平成二十六年二月三十日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社F・デリカ得得 代表取締役 江口健一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地十六シーノ大宮ノースウイング十四階

2 住所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地十六シーノ大宮ノースウイング十四階
(一) 名称 日向山梨店
(二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 日向山梨店
(二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地一

2 廃止前の店舗面積の合計

五千九百四十一平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日
平成二十六年二月十八日

三 届出年月日
平成二十六年二月十八日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意

◎ 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年八月二十八日まで縦覧に供する。

平成二十六年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社F・デリカ得得 代表取締役 江口健一

2 住所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地十六シーノ大宮ノースウイング十四階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 日向山梨店
(二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地一

2 记入欄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社F・デリカ得得 代表取締役 江口健一	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地十六シーノ大宮ノースウイング十四階
変更後の住所		

3 変更の年月日

平成二十三年四月一日

三 届出年月日
平成二十六年二月十七日

		(1) 開店時刻 午前九時	
		(2) 閉店時刻 午後九時	
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三十分から午後九時三十分まで	
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		五箇所	
(2) 位置 届出の図面のとおり		(1) 数	
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前六時から午後四時まで	
平成二十六年二月二十八日		平成二十六年二月二十八日	
届出年月日		届出年月日	
<p>● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十二号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年八月二十八日まで縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年四月二十八日</p>			
<p>山梨県知事 横内正明</p> <p>住 所</p> <p>一届出者</p> <p>氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名</p> <p>株式会社フォレスト 代表取締役 多田高志</p> <p>芙蓉建設株式会社 代表取締役 大森彦一</p> <p>東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号</p> <p>山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号</p>			

		変更事項		変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名		変更後の住所	
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸輝江	株式会社イリオ 代表取締役 神谷茂	ジャパンホテルサービス株式会社 代表取締役 森山治俊	赤羽貴之	山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番十五号	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一	
山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地	神奈川県横浜市西区中央二丁目十二番二号	山梨県南都留郡富士河口湖町船津千九百七十番地六	兵庫県神戸市中央区海岸通三丁目二番十六号	福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番二十六号	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪三千七百三十番地四百七十五	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外	(一) 名称 フォレストモール富士河口湖	ゴトウ技建有限会社 代表取締役 後藤則男					
(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外							

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 フォレストモール富士河口湖
- (二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外
- 2 変更した事項

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社ミヤマ 代表取締役 深山一行	千葉県千葉市中央区仁戸名町二百番地一
株式会社ヒロコーコーポレーション 代表取締役 田村ひろ子	山梨県甲府市富竹四丁目一番七号
北野雅巳	滋賀県草津市矢橋町六十九番三十九
株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号

3 変更の年月日 平成二十六年二月二十八日	三 届出年月日 平成二十六年一月二十八日	一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 S P S・桔梗屋グループ
● 使用料の徴収事務の委託 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、 次とおり使用料の徴収事務を委託した。 平成二十六年四月二十八日	山梨県人事委員会規則第十三号 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十六年四月二十八日	二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料等
一 委託の相手方 甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会	山梨県人事委員会 委員長 石川善一	三 委託の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日まで
二 委託に係る使用料 山梨県立国際交流センターの使用料 委託の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	7 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	山梨県人事委員会規則第十四号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十六年四月二十八日
● 使用料の収納事務の委託 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 平成二十六年四月二十八日	山梨県人事委員会 委員長 石川善一	山梨県人事委員会規則第十四号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 平成二十六年四月二十八日

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中、「徴収部長」を「滞納整理部長」に改め、「支所長」の下に「（所長の事務を専決する権限を有する者に限る。）」を加える。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則

山梨県人事委員会規則第十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 職員採用初級試験の部中

行政		他の試験職種の対象	教養試験
政	警察行	とならない業務に從事することを職務とする職	人物試験Ⅰ
			作文試験
			資格調査

行政	他の試験職種の対象
政 警察行	とならない業務に從事することを職務とする職
県警察の機関において行政事務に従事することを職務とする職	他の試験職種の対象

教養試験
人物試験Ⅰ
人物試験Ⅱ
作文試験
資格調査

資格免許職員採用試験	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	歯科衛生士	言語聴覚士
主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として臨床検査に關する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として理学療法に關する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として作業療法に關する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として歯科衛生に關する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として言語聴覚に關する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

土木	職
主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験専門試験（五肢選択）人物試験Ⅰ人物試験Ⅱ作文試験資格調査

に改め、同表資格免許職員採用

覚士

法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

別表第四資格免許職員採用試験の部中

歯科衛生士
歯科衛生士の免許

を

覚士	言語聴	生士	歯科衛
----	-----	----	-----

歯科衛生士の免許
言語聴覚士の免許

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 平成二十六年度山梨県職員採用上級試験の実施について
平成二十六年度山梨県職員採用上級試験を次とのおり実施する。
平成二十六年四月二十八日

山梨県人事委員会
委員長 石川善一

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上級	行政Ⅰ	48名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	3名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	警察行政	7名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	5名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	薬剤師	4名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	化学	1名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	農業	7名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業等の業務に従事する。
	林業	7名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	土木	15名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	2名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	保健師	3名程度	県立博物館等において、保存科学及び文化財科学の調査研究、歴史資料等の収集保管、展覧会の企画運営、教育普及活動等の業務に従事する。
	学芸員Ⅱ	1名程度	山梨県埋蔵文化財センター等において、埋蔵文化財発掘調査、研究等の業務に従事する。
	文化財主事	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に機械に関する研究等の業務に従事する。
	研究（機械）	1名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者）

イ 平成5年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成3年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成27年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に關

する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「六 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。
ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資 格・免 許
社会福祉II	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成27年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成27年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成27年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
学芸員II	学芸員の資格を有する者又は平成27年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条各号のいずれかに該当する者
- ③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（保健師、学芸員II及び文化財主事は除く。）
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師、学芸員II及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

- (1) 試験案内開始日
平成26年5月14日（水）
- (2) 受付期間
ア 持参及び郵送の場合

- ・平成26年5月14日（水）から平成26年5月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ・郵送の場合は、平成26年5月30日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・平成26年5月14日（水）から平成26年5月23日（金）まで
- ・平成26年5月23日（金）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区分	試験日		試験会場
第1次試験	平成26年6月22日（日） (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側		山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次 試験	第1回	平成26年7月6日（日）	
	第2回	平成26年7月26日（土）～8月3日（日） のうち指定する1日	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
第3次試験		平成26年8月21日（木）～8月23日 （土）のうち指定する1日	

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政II 以外 40点 行政II 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数50題のうち、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）20題を必須解答し、知識分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中20題を選択解答する。
	専門試験 (行政II以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野は別掲のとおり） ・行政I及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・学芸員II及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政II) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験I・II	160点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。 社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。 表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	身体検査	—	※ 平成26年度は、実施職種なし。
試験第3次	論文試験 【試験時間90分】	40点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	人物試験II	120点	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政I・IIについては、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 論文試験は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第3

次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2次試験・人物試験Ⅱ（集団討論及び個別面接）の得点により、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	平成26年6月27日（金）
イ 第2次試験合格者発表	平成26年8月8日（金）
ウ 最終合格者発表	平成26年8月29日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約184,000円（平成26年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成26年度山梨県職員採用上級試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政 I	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉 II	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林經營学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
学芸員 II	保存科学、文化財科学、博物館学
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
研究（機械）	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番